

# 淀川管内河川レンジャー代表者会議 開催の報告

(平成 25 年 2 月 12 日開催)

場所：淀川管内河川レンジャー中央流域センター)

1. 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領の改正
2. グループ河川レンジャーの試行

## 1. 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領の改正

淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（以下「運営要領」という。）は、第9回淀川管内河川レンジャー代表者会議での改正案の審議を経て、平成25年2月12日付けで改正しました。改正した条項と概要は、表1.1のとおりです。

表 1.1 運営要領 改正条項の概要

条項		改正の概要
第4条	河川レンジャーを運営する業務	① 河川レンジャーを運営する業務は、「淀川管内河川レンジャー運営業務」の名称で定めていましたが、年度によって業務名が異なるため修正しました。
第8条	河川レンジャーの活動範囲	② 活動範囲を所属の運営会議の管轄範囲を超えて拡大される場合、その旨を拡大先の運営会議代表者と担当出張所長に報告するように修正しました。
第13条	河川レンジャーの活動内容	③ 河川レンジャーとしてふさわしくない行為の禁止は、活動時に限定した規定となっているため、名称を用いた場合に修正しました。
第16条	河川レンジャーの解任及び辞任	④ 河川レンジャーの解任は、上記と同様に活動時に限定せず、名称を用いて河川レンジャーにふさわしくない行為が行われた場合に行うように修正しました。
第20条	活動報告	⑤ 平成25年度の年間活動計画から記載して頂く河川レンジャーの目指す方向を踏まえた「河川レンジャーとしての活動目的」について、一年間の活動による進捗状況を報告して頂くよう新たに位置付けました。
第22条	河川レンジャーの活動費等	⑥ 活動費を関連する種々の活動を包括して、主要な活動成果として根幹をなす活動が実施された月に支払うように見直しました。 ⑦ 講座および河川レンジャー全体で取り組む行事等の企画・運営に参画された場合の活動費は、それらが実施された月に支払うように見直しました。 ⑧ 交通費を支払う活動・行動を明示しました。
第30条	代表者会議の運営	⑨ レンジャー会議事務局長・河川レンジャー専門家会議議長は、代理出席を認めている他の委員と同様に、事務局次長・副議長が代理出席する規定を追加しました。
第37条	運営会議の構成	⑩ 河川レンジャーアドバイザーは、運営会議のオブザーバーですが、その名称を記載できていませんでした。そのため、河川レンジャーアドバイザーの名称を追記しました。
第38条	運営会議の組織	⑪ 運営会議の代表河川レンジャーは、新年度の早期から選出できるよう、当該運営会議に所属する河川レンジャーで決定できるように修正しました。
第45条	レンジャー会議の構成	⑫ レンジャー会議のオブザーバーは、実績を考慮し、河川レンジャー退任者の有志から、河川レンジャーアドバイザーに変更しました。
第50条	実行委員会	⑬ 実行委員会のメンバーは、上記と同様に河川レンジャー退任者の有志から、河川レンジャーアドバイザーに変更しました。
第60条	専門家会議の組織	⑭ 河川レンジャーアドバイザーの解嘱は、河川レンジャーと同様に、活動時に限定せず、名称を用いてふさわしくない行為が行われたときに行うように修正しました。 ⑮ 議長の代理は、議長から指名された副議長が務めることを追加しました。

## 2. グループ河川レンジャーの試行

グループ河川レンジャーは、これまで人材が非常に少なかった「若年層」を河川レンジャーに積極的に取り込んでいくため、大学をターゲットとして、団体で河川レンジャーとなっていただく取り組みです。

本年度の取り組みのなかでさまざまな課題が明らかとなったため、当初案の再検討を行い、ターゲットに大学生個人を加え、河川レンジャーアドバイザーと連携した取り組みとして追加パターンを作成しました。

今後は、この追加パターンを加えた試行を行い、「グループ河川レンジャー」の枠組みの確立を目指します。

表 2.1 グループ河川レンジャー（試行）当初パターンと追加パターン案

項目	当初パターン	新たな追加パターン
対象	大学 (淀川河川事務所管内の沿川に所在)	大学生 (淀川流域に在住)
活動の考え方	Gレンジャー（大学）で企画した活動	河川レンジャーアドバイザーで枠組みを企画した活動
グループの考え方	大学で決定した学部生・大学院生で組織	上記の活動の計画・運営に参画を志望した大学生で組織
責任者	大学の教員または職員	河川レンジャーアドバイザー

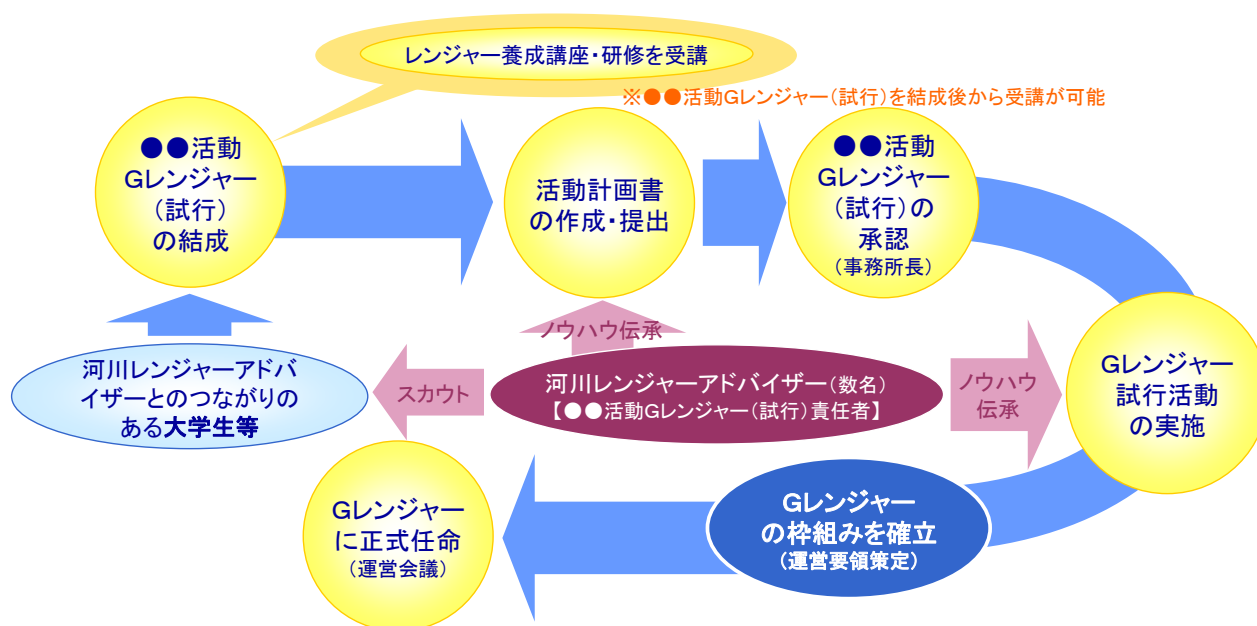


図 2.1 Gレンジャーの試行概要図（来年度以降）